

困窮により住居にお困りの方のための年末臨時相談窓口を開設します

新型コロナウイルス感染症の影響等で生活に困窮し、住む場所を失った方や失う恐れのある方など、住居にお困りの方のために、年末の閉庁期間中、臨時相談窓口を開設します。

1 開設日・時間

令和2年12月29日（火）～31日（木） 午前9時30分～午後2時

2 相談方法

窓口、電話又はEメールで相談を承ります。

- 窓 口：横浜市寿福祉プラザ 1階（中区寿町4丁目13番地1） ※裏面地図参照
- 電 話：045-641-0383
- Eメール：kf-seikatsusodan@city.yokohama.jp

※12月29日～31日の臨時相談窓口です。

3 支援の内容

- 相談者の状況をお聴きし、生活保護制度及び住居確保給付金を含む生活困窮者自立支援制度、その他各種支援に関する制度案内、窓口案内を行います。
- すでに住居を失い、寝泊まりする場所がない方には、宿泊場所と食事を提供します。
- 必要に応じて、住居確保給付金に関する相談から申請書類等の受付を行います。（受け付けた書類は、お住いの区役所へ転送のうえ、審査・決定を行います。）

お問合せ先		
健康福祉局生活支援課長	岩井 一芳	Tel 045-671-2367
健康福祉局生活支援課援護対策担当課長	遠藤 寿彦	Tel 045-671-2374

寿福祉プラザ相談室案内図

(寿地区及び周辺マップ)

